

# 特定行為について

(厚労省令で定めるたんの吸引及び経管栄養)

## 1. 実施体制の整備

特別養護老人ホームにおいて、介護職員が口腔内のたんの吸引等を実施するには、日常的に施設職員間で情報の共有等を行い、多職種協働による連携体制を構築する。その上で、利用者・家族の同意、嘱託医師と看護職員の連携、介護職員の研修体制を確保し、協力医療機関との連携体制の構築等、施設の内外にわたり、実施体制を構築する。

### (1) 施設内委員会の設置

介護職員による口腔内のたんの吸引等については、施設長が最終的な責任を持って安全の確保のための体制の整備を行う。そのためには、施設長の統括の下、関係者からなる委員会を設置し、関係各職種及び他の医療機関、地域の他機関との連携を行う。

委員会の構成は、施設長、看護職員、介護職員、生活相談員、栄養士等並びに嘱託医師による指導助言とする。本医行為安全委員会は、介護職員が口腔内のたんの吸引等を安全に行うために設置するものであり、施設内で安全な実施体制、手順等が十分に整備されるよう設置するものである。

### (2) 職員配置

介護職員が口腔内のたんの吸引等を実施するためには、看護職員が中心となり施設全体の医学的管理を行うことが必要であるため、看護職員の適正な配置、体制の構築を図り、特に口腔内のたんの吸引等を実施する介護職員に対する施設内研修や技術指導は看護師が行う。また、介護職員は非医療関係者であることを考慮し、口腔内のたんの吸引等を実施する介護職員を養成する際には、施設長は本人の希望等を踏まえ、十分な理解を得るようにする。

### (3) 利用者情報の適切な管理

利用者の健康管理については、施設の看護職員が中心となり施設長、看護職員、介護職員並びに嘱託医師又は主治医等が常に情報交換を行い、情報を共有する。また、日頃から施設と家族間で利用者の状況や提供しているケアなどの情報の共有を行うためには、指示書や指導助言の記録、実施の記録が作成され、適切に管理保管する。

### (4) 適切な安全管理体制の構築

施設内外を含めた実施体制を構築する際には、問題発生時に速やかに連携を図れる体制の整備と責任分担を明確化し夜間等、看護職員が不在時で介護職員等が単独で当該行為を実施する際の緊急連絡体制を構築する。また、緊急時の対応についての訓練を定期的に行い、緊急時における嘱託医師、看護職員との連絡体制を構築する。

介護職員が口腔内のたんの吸引を行うための一般的な技術に関するマニュアル等を整備し、技術水準の担保と利用者の安全確保と施設内の安全、衛生面の管理には十分留意し、感染症予防等に努める。

#### (5) ヒヤリ・ハット

口腔内のたんの吸引等に関するヒヤリ・ハット事例の蓄積、分析など、施設長、看護職員、介護職員並びに嘱託医師等が定期的な実施体制評価、検証を行う。

実施体制や実施手順の中で問題があることが判明した場合は、速やかに医行為安全委員会を開催して実施体制を見直すなど対策を講じる。

#### (6) 地域その他機関との連携

保健所や協力医療機関、地域の他の医療機関、消防署等との連絡、協働体制を整備し、問題発生時に速やかに対応できる体制を構築する。また、国や自治体等への報告についても、求められた際に提出できるような体制を整える。